

法人の種類による法人税及び法人市民税の課税関係

区 分		法人税	法人市民税		
			均等割	法人税割	
公共法人	法 296 条① I に掲げるもの (国、非課税独立行政法人等)	非課税	非課税	非課税	
	上記以外の公共法人	非課税	課税	非課税	
公益法人等	法 296 条① II に掲げるもの (日本赤十字社、社会福祉法人等)	収益事業なし	非課税	非課税	
		収益事業あり	課税	課税	
	上記以外の公益法人等	収益事業なし	非課税	課税	非課税
		収益事業あり	課税	課税	課税
協同組合等		課税	課税	課税	
人格のない社団等	収益事業なし	非課税	非課税	非課税	
	収益事業あり	課税	課税	課税	
普通法人		課税	課税	課税	